

## 懲戒処分書

事務所 新潟県上越市木田一丁目6番6号  
住所 新潟県上越市木田一丁目6番6号  
司法書士 吉村 信幸  
生年月日 昭和29年2月3日

上記の者に対し、次のとおり処分する。

### 主 文

司法書士法第47条第3号の規定により、平成25年6月12日から業務禁止に処する。

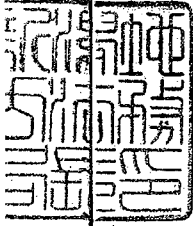
### 処分の事実及び理由

#### 第1 処分の事実

- 1 司法書士吉村信幸（以下「被処分者」という。）は、昭和52年9月16日新潟地方法務局長の認可を受け、同年11月21日付けで新潟県司法書士会に入会し、昭和54年1月1日、登録番号新潟第233号をもって司法書士の登録を受け、現在、上記肩書地において司法書士業務に従事している者であるが、次に掲げるとおり司法書士法及び新潟県司法書士会会則に違反する行為を行ったものである。
- 2 被処分者は、平成12年5月19日、新潟家庭裁判所高田支部の審判により亡[ ]の相続財産管理人に選任され、同相続財産法人の財産管理の業務に従事していた者であるが、平成20年6月10日から平成24年3月26日までの間、19回にわたり、自己の用途に費消する目的で、故[ ]相続財産管理人吉村信幸名義の普通預金口座から合計980万円を引き出して着服し、横領した。
- 3 被処分者は、上記2の事実により平成25年3月19日に新潟地方検察庁から業務上横領の罪で新潟地方裁判所に起訴され、同年5月8日の第1回公判期日及び同月24日の第2回公判期日において、起訴状記載の公訴事実を全て認めた。

#### 第2 処分の理由

以上の事実は、起訴状、第1回及び第2回公判期日の経過、当局の調査及び



被処分者の供述から明らかである。

被処分者の上記第1の2の行為は、刑法第253条の業務上横領の罪を構成するものであり、司法書士法第2条（職責）、同法第23条（会則の遵守義務）、新潟県司法書士会会則第81条（品位の保持等）及び同会則第100条（会則等の遵守義務）の各規定に違反するものである。

司法書士は、その使命及び職責を自覚し、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を遂行し、国民の権利保全に資すべき義務を負うものである。しかしながら、被処分者の上記行為は、司法書士としての自覚を欠き、品位を損ない、司法書士制度に対する国民の信頼を著しく失墜させたものであり、その責任は極めて重大である。

よって、司法書士法第47条第3号の規定により主文のとおり処分する。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京法務局長に対して審査請求をすることができる。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起する場合には、この処分があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣である。）、提起しなければならない（処分があったことを知った日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算する。）に提起しなければならない。判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えは提起することができない。

平成25年6月12日

新潟地方法務局長 北島 孝

